

(案)

資料 2

東京都食品安全推進計画改定の考え方について

(中間のまとめ)(案)

平成21年7月

東京都食品安全審議会 検討部会

目次

はじめに	1
第1章 計画改定に当たっての考え方	
第1節 計画の基本的事項	2
第2節 現計画策定後に生じた新たな課題	4
第2章 都における生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系	
第1節 施策の体系化の考え方	6
第2節 体系化した施策の全体像	6
第3章 戦略的プラン（重点的・優先的に取組む施策）策定の考え方	
第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性	15
第2節 戦略的プラン策定の考え方	16
第4章 計画の実施に向けての考え方	
第1節 施策の推進体制	25
第2節 計画の実施と検証	26

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、「東京都食品安全条例」(以下、「食品安全条例」という。)に基づき東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。食品の安全性に関する問題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、国内外の諸状況によって変化する。このため、本計画はその計画期間を5年としている。

現計画は平成21年度をもって終了するため、平成21年1月29日、東京都食品安全審議会(以下、「審議会」という。)は、「東京都食品安全推進計画改定の考え方」について知事からの諮問を受け、検討部会を設置して専門的かつ効率的な検討を行うこととした。

これを受け、当検討部会では、食品安全条例に示された目的、基本理念等を踏まえ、食品安全推進計画を改定するに当たっての視点や、計画で示すべき事項など、計画改定の考え方について検討を行ってきた。

本報告は、これまでの検討内容を、「中間のまとめ」として取りまとめたものである。

第1章 計画改定に当たっての考え方

都は、平成 17 年 3 月「東京都食品安全推進計画」を策定し、五ヵ年の中期計画として、生産から消費に至る各段階で、各局連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

本計画に基づき、都は食品安全に関する施策に総合的に取り組むとともに、優先的・重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を食品安全審議会に報告するなど広く都民に公表し、着実に実施してきた。

しかし、その間も、食品事業者による偽装表示や賞味期限の改ざんなどの事件が明らかになり、さらには、輸入冷凍餃子による健康被害の発生など、食品をめぐる様々な事件が相次いで発生し、都民の食品に対する不安や不信が高まっている。

計画を改定するに当たっては、食品安全条例の基本理念のもと、現計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつも、平成 17 年度以降に生じた課題を改めて整理し、都民の食に対する信頼の確保に向けた施策を新たに盛り込む必要がある。

第 1 節 計画の基本的事項

1 食品安全条例と食品安全推進計画との関係

食品安全条例第 7 条に基づき、本計画を策定する。

東京都食品安全条例第 7 条

知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下、「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 計画の基本的視点

食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

本計画では、この基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図っていくべきと考える。

3 計画の構成

本計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

(1) 都の食品安全確保施策の総合的な体系（第2章）

食品の生産から消費に至る各段階における都の全ての施策について、2に示した計画の基本的視点により総合的に体系化し、都民に明らかにする。

法に基づく施策、都独自の施策、食品安全条例や消費生活条例など関係条例に基づく施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(2) 重点的・優先的に取り組むべき戦略的プラン（第3章）

食品の安全確保を図る施策の多くは、継続的に着実に実施するべきものである。同時に、現状の課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的・優先的に取り組む施策もある。

こうした重点的・優先的に取り組むべき施策を「戦略的プラン」と位置づけ、可能な限り具体的な計画を都民や事業者に明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、より効果的な推進を図る。

(3) 計画の検証方法（第4章）

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の進捗状況や効果の検証方法を示す。

4 計画期間

次期計画は、平成22年度から26年度までの5年間とする。

【食品の「安全」と「安心」の考え方】

食品の安全性については、科学的な根拠に基づく評価が必ずしも都民に受け入れられないこともある。食品に対する都民の安心感は、個人の主観であり、行政や事業者への信頼度などにより、それぞれに異なった判断基準がある。

本報告では、食品にはリスクが潜在することを前提に、最新の科学的知見に基づいた対策が講じられ、健康への悪影響の可能性ができる限り少なくなっている状態を「安全」という概念で整理する。

また、食品にリスクが潜在することや、安全確保に向けた様々な取組がなされ、健康への悪影響の可能性が最小限となっていることに関して、都民が十分に情報を得ることができ、不安や疑問が解消され、事業者や行政の取組に対して多くの都民の信頼が醸成されている状況を「安心」という概念として整理した。

第2節 現計画策定後に生じた新たな課題

平成17年度以降に新たに生じた課題を整理した結果、以下の7つの課題について次期計画に盛り込むべきであると考えます。

1 食品事業者のコンプライアンスの向上

現計画策定以降、産地や期限表示の偽装、事故米穀の不正流通など、事業者の故意による法違反事例が相次いで発覚した。

食品に対する不安・不信の高まりの背景には、こうした事件発覚に伴って、食品に関わる事業者に対する不信感が増大した側面も大きい。都民の食品に対する信頼確保に向けての基本的な事項として、食品事業者のコンプライアンスの向上が必要である。

2 食品事業者の自主的衛生管理の更なる推進

近年の食中毒発生状況を見ると、ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒が半数以上を占める。ノロウイルスは感染力が非常に強く、予防にはこれまでに以上の衛生管理の徹底が求められる。

一方、カンピロバクターは、主に食肉の生食が原因であり、食品を提供するにあたっての事業者の意識向上が重要である。双方ともに少ない菌量で発症することが特徴で、これらによる食中毒を防ぐためには、事業者における自主的衛生管理の更なる推進が重要である。

3 健康危機発生時の迅速な対応

平成20年1月に発生した輸入冷凍餃子への高濃度の殺虫剤の混入による健康被害事例では、その被害の大きさと全国的な広がりから、食品の安全に対する不安が非常に高まった。

重大な健康被害発生時には、行政の役割として、広く注意喚起を行うとともに、関係部署との情報共有や連携した調査など、一刻も早く被害の拡大防止策を講じることが重要である。こうした健康危機発生時の対応について、より一層体制を充実する必要がある。

4 海外情報・学術情報の幅広い収集

輸入冷凍餃子の事例では、海外で製造されたものであったことも不安が高まる一因となった。多くの輸入食品が流通している現在、食品の安全確保のためには、海外の情報にも広く目を向ける必要がある。

また、平成20年に発生した工業原料であるメラミンが粉乳に意図的に添加さ

れた事件のように、海外における想定し得ない事例に迅速に対応するために、これまで以上に幅広い分野の情報を収集することが求められる。そのため、体系的に広く海外情報・学術情報を収集する体制づくりが必要である。

5 食物アレルギー対策の推進

食物アレルギー症状を有する患者にとって、食物アレルギーは、生命に危険のあるアナフィラキシーショックの症状を引き起こすこともあり、健康へのリスクは高い。しかし、事業者や都民において、そのリスクについての認識は未だ十分とはいえない。

都が実施した3歳児全都調査では、食物アレルギーの有病率が増加している傾向にあり、食物アレルギー対策の推進も課題の1つと考える。

6 関係機関の一層の連携強化

食品の流通は広域化しており、都に流通する食品のほとんどは、生産から消費に至るいずれかの段階で他道府県を經由している。また、食品に係る法令は、食品表示を例にとってみても、食品衛生法、JAS法、健康増進法など多岐に渡る。

食品の安全を確保するためには、消費者庁を含め、庁内各局、他自治体、国などの行政機関や警察等の関係機関との連携を一層強化する必要がある。

7 食品安全に関する正しい情報提供の充実

食品の安全確保のためには、事業者による自主的な取組や行政による監視指導の充実が重要であるが、都民の食品に対する信頼を確保するためには、何よりも、都民自らが判断して、食品を選択できるような環境づくりが重要である。

発信する情報の更なる充実に努めるとともに、都民の視点に立った情報提供を実現するために、より多くの都民の意見を吸い上げる仕組みづくりや、都民、事業者、行政が一堂に会しての意見交換などのさらなる充実・活用が必要である。

次期計画に以上7つの課題への対応を加えることで、次期計画の目指す視点～食に対する都民の不安を解消し、信頼を確保する～の実現に向けた取組を効果的に推進することができると思う。

【「コンプライアンス」の考え方】

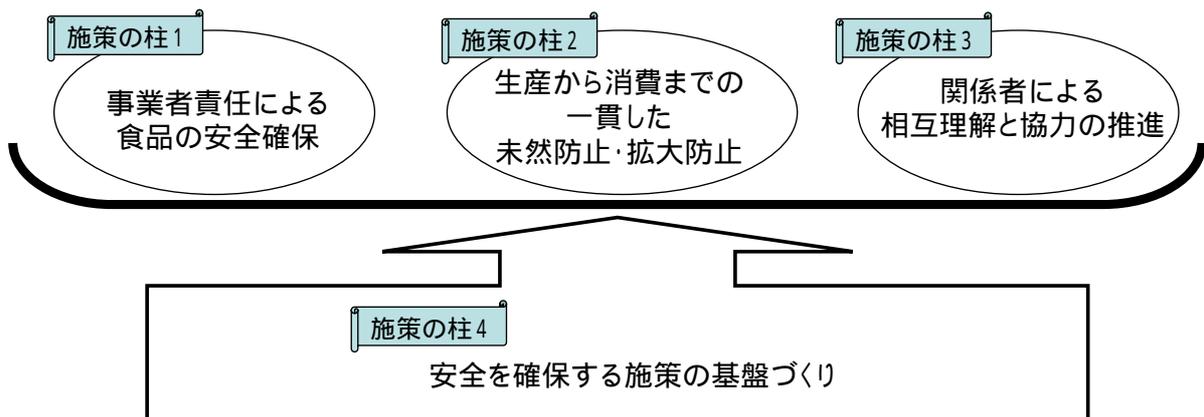
都民の食への信頼を回復するという観点から、本報告では、コンプライアンスを「企業の法令順守」のみでなく、「企業が法令や社会規範・企業倫理を守ること」と広くとらえることとする。

第2章 都における生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系

第1節 施策の体系化の考え方

施策の体系化にあたっては、下図のとおり、食品安全条例の基本理念を踏まえた「施策の柱1」から「施策の柱3」に加えて、科学的な施策を進めるうえでの基礎研究や、国・他の自治体との連携など、基礎となる施策を位置づける「施策の柱4」を軸とする。

都の関係各局が推進している全ての食品安全確保施策を「基本施策」と位置づけ、「施策の柱」及び「課題」に基づいて体系化することで、今後進めるべき都の取組みの全体像を明示し、都の施策の方向性を都民に分かりやすく示すことが重要である。



第2節 体系化した施策の全体像

都における生産から消費に至る食品安全確保施策について、4つの施策の柱のもとに、12の課題と各課題に対応した48の基本施策を体系化した。その全体像を次ページ図に示す。

また、参考として、都の各基本施策の概要を表1に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系

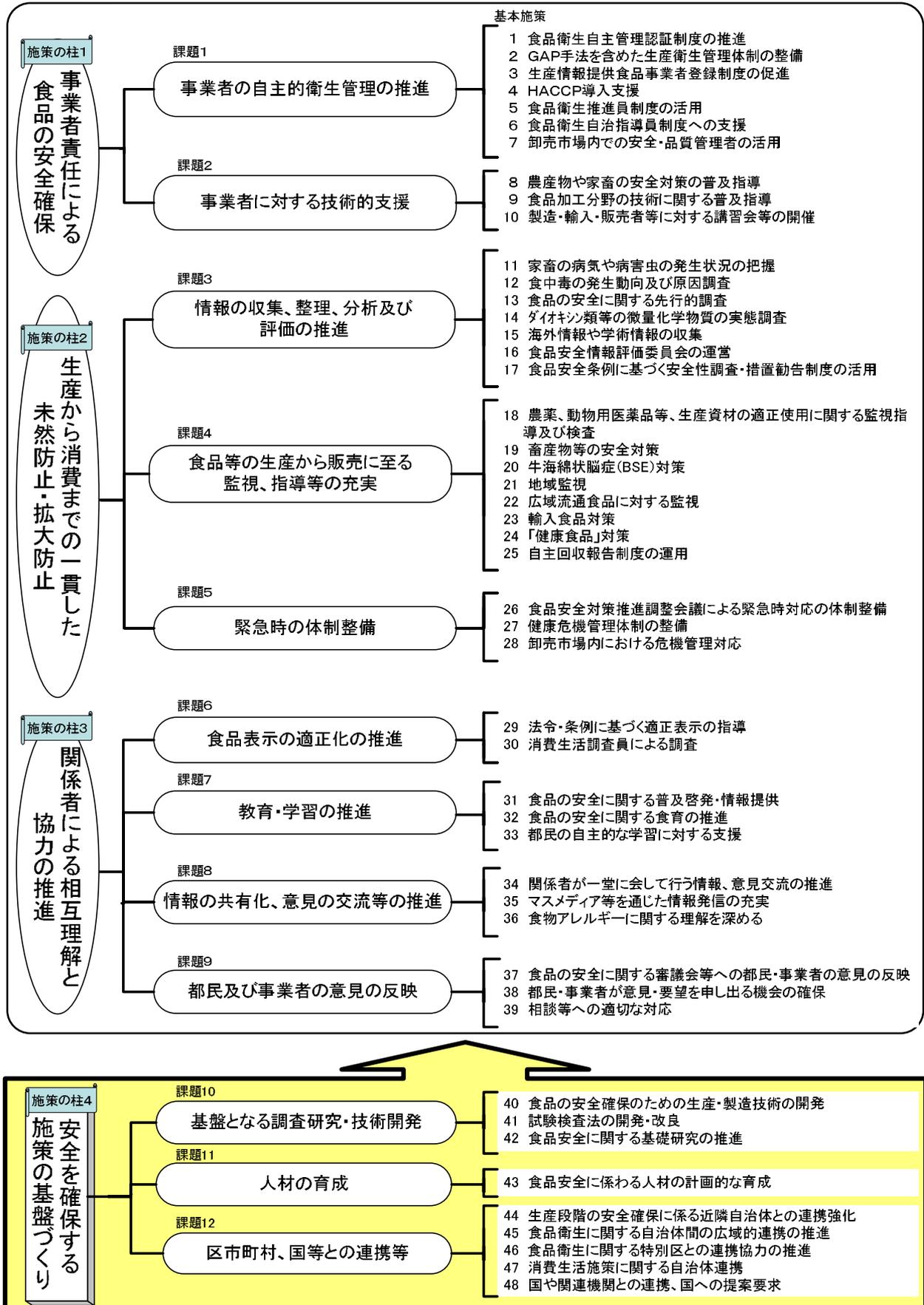


表1 食品安全推進計画の基本施策一覧

【施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保】

課題1 事業者の自主的衛生管理の推進

NO	施策	概要
1	食品衛生自主管理認証制度の推進 (福祉保健局)	飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。 すべての食品衛生施設を認証制度の対象とし、その普及拡大を図る。
2	GAP手法を含めた生産衛生管理体制の整備 (産業労働局)	GAPによる生産管理手法の導入を含めた生産衛生管理体制を整備することにより、より安全な農産物を生産し、消費者の信頼確保を図る。
3	生産情報提供食品事業者登録制度の促進 (産業労働局)	都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録して、都民に広く公表する制度の普及を推進する。
4	HACCP導入支援 (福祉保健局)	HACCPシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。また、それ以外の施設であって、HACCPシステムの考え方に基づく衛生管理の導入を目指す施設への技術的支援も行う。
5	食品衛生推進員制度の活用 (福祉保健局)	食品衛生推進員に対して、食品の安全に関する最新情報の提供などの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。
6	食品衛生自治指導員制度への支援 (福祉保健局)	事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。
7	卸売市場内での安全・品質管理者の活用 (中央卸売市場)	食品の流通拠点である中央卸売市場において、安全・品質管理者を設置し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図る。

課題2 事業者に対する技術的支援

NO	施策	概要
8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	普及指導員による指導等を通じて、農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査情報の畜産農家への還元など、生産者への技術的な支援を行う。
9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品技術センター等において、試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発や最新の加工技術の普及など事業者への支援を行い、食品の安全確保のため、事業者の技術水準を向上させる。

(案)

NO	施 策	概 要
10	製造・輸入・販売者等に対する講習会等の開催 (福祉保健局)	輸入食品関係営業者講習会や「健康食品」の関係事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容や、食品に則した講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。 また、各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。

【施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止】

課題3 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

NO	施 策	概 要
11	家畜の病気や病害虫の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜保健衛生所による病性鑑定や家畜の病気の検査及び調査を実施し、動物用医薬品の適正な使用を通じて、安全な畜産物を供給する。また、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握し、病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導する。
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (福祉保健局)	食中毒の散発患者や無症状病原体保有者の喫食内容や行動を調査し、比較検討することで、感染源の解明に活用する。また、特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。
13	食品の安全に関する先行的調査 (福祉保健局、各局)	PCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウムなどの有害化学物質の食品汚染実態を把握するための調査を実施する。また、国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について先行的な調査を行い、実態を把握した上で、都民への情報提供、国への提案要求などに活用する。
14	ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査 (福祉保健局、環境局)	新たな知見等に対応しながら、継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査 ・都内に流通する農畜産物、魚介類を対象とした農薬(クロルデン類、ドリルン類)等の微量含有量の調査 ・合成樹脂製容器入り食品の、微量化学物質の含有量調査 ・環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査
15	海外情報や学術情報の収集 (福祉保健局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や新たな規制策、学会における研究発表など、食品の安全に関する最新の情報を探知する。 また、都民に提供すべき情報は、必要に応じて分かりやすくインターネット等により提供する。

(案)

NO	施策	概要
16	食品安全情報評価委員会の運営 (福祉保健局)	食品の安全に関して幅広く収集した情報を、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で評価を実施し、評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。
17	安全性調査・措置勧告制度の活用 (福祉保健局)	規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。 調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。 なお、調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

課題4 食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実

NO	施策	概要
18	農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査 (産業労働局)	食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、関連法令の周知徹底、生産資材の適正使用及び使用に関する記録とその保管について指導を徹底していく。 【農薬取締法】、【肥料取締法】、【飼料安全法】及び【薬事法】に基づく指導等
19	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	養殖場の調査監視及び養殖魚の衛生管理指導を実施する。 食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。
20	牛海綿状脳症(BSE)対策 (福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場)	生産段階において、死亡牛、起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、耳標の装着などの対策を実施する。 と畜場において、BSEスクリーニング検査を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位の除去等適正な処理について監視指導を実施する。
21	地域監視 (福祉保健局)	営業施設・設備に関する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。 食中毒事件発生時の原因調査及び原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。
22	広域流通食品に対する監視 (福祉保健局)	食品が都内に広く流通する前段で安全を確認するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。 また、重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。
23	輸入食品対策 (福祉保健局)	国内で消費されている食品の6割(カロリーベース)といわれている輸入食品の安全確保を図る。

(案)

NO	施策	概要
24	「健康食品」対策 (福祉保健局、生活文化スポーツ局)	健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されているいわゆる「健康食品」の成分等の検査を実施する。 また、医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の行政処分を行う。 これらの情報は、広く都民へ公表し、情報提供を行う。
25	自主回収報告制度の運用 (福祉保健局)	事業者は、自ら取り扱う食品等について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき自主回収を決定した場合に、都へ報告する。都は、回収の事実を広く都民に公表し、事業者による回収を促進させる。 また、都民へ制度の更なる周知を図り、健康への悪影響の未然防止に向けた制度の活用を推進する。

課題5 緊急時の体制整備

NO	施策	概要
26	食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備 (関係局)	庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長(福祉保健局健康安全部長)が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。
27	健康危機管理体制の整備 (関係局)	事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。 また、訓練などの検証を通じて、マニュアルの内容を適宜見直し、有効に機能するものとしていく。
28	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食の危機に際して、迅速かつ的確に対応するための行動指針である「危機管理マニュアル」を状況の変化に応じて改正するとともに、安全・品質管理者の範囲拡大などにより、卸売市場で起こり得るあらゆる事態に対応できるように体制を強化する。

【施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進】

課題6 食品表示の適正化の推進

NO	施策	概要
29	法令・条例に基づく適正表示の指導 (福祉保健局、生活文化スポーツ局)	関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。 【食品表示に関連する法律】 食品衛生法、JAS法、健康増進法、 景品表示法、消費生活条例

(案)

NO	施 策	概 要
30	消費生活調査員 による調査 (生活文化スポーツ局、福祉保健局)	法改正による新たな表示事項や違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。

課題7 教育・学習の推進

NO	施 策	概 要
31	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (福祉保健局、各局)	食品衛生に関する普及啓発資材の作成・提供、各局のホームページによる情報提供、普及啓発用冊子の発行、報道機関への公表等、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を、適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
32	食品の安全に関する食育の推進 (産業労働局、各局)	学校教育の場や、消費生活総合センター等が開催する講座、都民向けの講習会、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
33	都民の自主的な学習に対する支援 (生活文化スポーツ局、各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。

課題8 情報の共有化、意見の交流等の推進

NO	施 策	概 要
34	関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進 (福祉保健局、各局)	食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者ととともに、食品の安全に関する様々なテーマについて、情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図っていく。
35	マスメディア等を通じた情報発信の充実 (福祉保健局)	消費者グループや報道機関の記者など、一般の消費者に食品の安全性情報を伝達する役割を担うリーダーへのリスクコミュニケーション活動を展開し、都民の食に対する不安の払拭を図る。
36	食物アレルギーに関する理解を深める (福祉保健局)	食品工場へのアレルゲン管理について技術指導を行うとともに、アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。

課題9 都民及び事業者の意見の反映

NO	施策	概要
37	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (福祉保健局、生活文化スポーツ局)	食品安全審議会、消費生活対策審議会、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。 審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
38	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (生活文化スポーツ局、各局)	消費生活条例に基づく「申出」の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。 また、「都民の声」制度を活用し、広く都民から都の施策に対する意見・要望を受け付け、それに対する回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。 さらに、新たな施策の実施に当たっては、広く都民・事業者からの意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。
39	相談等への適切な対応 (各局)	食品の安全に関する保健所や消費生活総合センター等への都民の苦情や相談を受け付け、必要な調査を行い、調査結果を分かりやすく説明するなど、適切に対応する。

【施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり】

課題10 基盤となる調査研究・技術開発

NO	施策	概要
40	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や土壌中のドリリン系農薬の分解手法の検討など、生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。
41	試験検査法の開発・改良 (福祉保健局)	検査方法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを推進する。 また、試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
42	食品安全に関する基礎研究の推進 (福祉保健局)	食中毒菌を死滅させるための加工・調理法の把握、病原性の発生機序の解明、食品の品質劣化防止の研究を推進し、成果は学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

課題 11 人材の育成

NO	施策	概要
43	食品安全に関わる人材の計画的な育成 (関係局)	食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品衛生監視員を始めとする食品安全に関する人材の育成を行い、資質の向上を図る。

課題 12 区市町村、国等との連携等

NO	施策	概要
44	生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化 (産業労働局)	都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近隣の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などの充実を図り、広域で消費される農産物の安全な生産を推進する。
45	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (福祉保健局)	全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、19大都市主管課長会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。 また、違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。
46	食品衛生に関する特別区との連携協力の推進 (福祉保健局)	保健所を設置する自治体である特別区と、都区協議に基づく連携協力体制を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区一体となった取組を進める。
47	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化スポーツ局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。
48	国や関連機関との連携、国への提案要求 (関係局)	食品に係る違反処理等において、国や関連機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 また、食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて、国への提案要求を行う。

第3章 戦略的プラン（重点的・優先的に取り組む施策）策定の考え方

第1節 新たな課題解決に向けた施策の方向性

第1章第2節で整理した新たな課題に対応するため、次期計画においては以下の3つの方向性に対応した施策の充実を図る必要があると考える。

- (1) 食品事業者のコンプライアンスを高め、事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図ること
- (2) 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図ること
- (3) 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図ること

今後、都は、これら3つの方向性に基づく具体的施策を、重点的・優先的に取り組むべき戦略的プランとして位置づけ、これらの戦略的プランの実施により、次の計画の実施期間である5ヵ年の間に具体的な成果が得られるよう施策の着実な推進を図るべきと考える。

第2節 戦略的プラン策定の考え方

今回、以下に示すように、9つの戦略的プランとして、各プランごとに実施に向けて求められる事項をまとめた。

1 食品事業者のコンプライアンスを高め、 事業者自らが行う自主管理を向上するための施策の充実を図ること

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン1～2によって実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン1> 東京都GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

都内産の農産物の安全確保のためには、全国の生産現場においても主流となりつつあるGAP（農業生産工程管理手法）、すなわち食品流通の出発点である生産段階において生産者の自主管理を促進するため、農産物の生産工程に沿って、管理内容をチェックし、リスク管理を行う手法の導入を推進すべきと考える。

GAPによる生産管理の本格導入がなされれば、より安全な農産物を生産でき、かつ、その生産記録の情報開示も常時可能となるため、消費者の信頼確保にも大きく寄与することができる。

また、都内で消費される食品の多くは、国産品に限って見ても、東京都以外の地域で生産・製造されたものが多く、都民にとって、生産者や製造者の顔が見えないということが、食に対する不安や不信の要因の一つになっているとの指摘もある。

生産情報提供食品事業者登録制度は、食品の生産情報を積極的に提供している事業者を都が登録し、公表する制度としてすでに実施されてきている。具体的には、登録された食品には、生産情報提供食品であることを示す表示（登録マーク等）、生産情報の問い合わせ先などが表示され、消費者は、食品に関する様々な情報を、容易に入手することができる。

この制度の一層の普及を図ることは、都民が安心して商品を選択する際に、大きな支援になるものとする。

【具体的な事項】

東京都GAPの推進

生産情報提供食品事業者登録制度の運営

生産情報提供食品事業者登録制度の信頼性確保

<戦略的プラン2> 食品事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

食品事業者に対する都民の信頼を確保するためには、食品事業者のコンプライアンスはもとより、事業者自らが実施する食品衛生に関する的確な危機管理対応が求められる。

このため、都が、食品関係事業者を対象に衛生管理体制の整備や顧客対応などの内容を中心としたセミナーを開催し、事業者の食品安全推進体制の整備を支援することは、非常に重要である。特に、資本や人員等が限られた条件下にある中小事業者にとっては、このような都の施策は、まさに彼らの切実なニーズに応えるものであるとも言える。

あわせて、自社の商品の情報開示に関する様々な工夫や消費者との意見交換の場の設定など、事業者が積極的に行っている先進的な取組の成功事例について、都がそのような場を通じて広く他の事業者へも普及させることが必要である。

これまでも都が取り組んできている食品衛生自主管理認証制度は、まさに事業者の自主管理を具体的に促進させるための先駆的取組とも言え、今後の5年間において本格的に普及させる必要があるものとする。

【具体的な事項】

食品事業者のコンプライアンス向上支援

食品衛生自主管理認証制度の普及

2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図ること

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン3～6によって実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン3> 緊急時における危機管理体制の整備

食品による大規模あるいは重大な健康被害が発生した場合、都の関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止及び再発防止を図ることが肝要である。

そのためには、平常時において、国や関係自治体、警察等を始めとする関係機関との連携体制を構築、強化するとともに、緊急時対応マニュアルなどの実効性確保の点から、関係者による訓練を実施して常にマニュアルの検証を行い、緊急時における迅速かつ適切な対応方法を確立しておくことが重要である。

都民や事業者などへの情報発信の視点からは、健康被害の発生時における情報収集先のリスト化や、都民、事業者などへの情報発信方法の検討を行い、緊急時に迅速で正確な情報提供が可能となるように平常時から準備すべきである。

平成24年には、将来の都における健康危機管理体制の中枢を担うことが期待される健康危機管理センター（仮称）の開設が予定されており、これに向けて、既存の健康危機管理部門の集約、様々な情報ネットワーク機能の一元化など、新たな体制の整備も視野に入れて対応すべきである。

【具体的な事項】

関係機関との連携体制の構築

緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施

緊急時の情報の収集・発信（より効果的な方法の検討及びその活用）

健康危機管理センター（仮称）開設に向けた体制整備

<戦略的プラン4> 食品安全に関する情報収集と評価

(科学的知見に基づく未然防止対策の実施)

健康への悪影響を未然に防止するためには、まず、都自らが食品の安全に関する情報を収集、分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させること、また、これらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、食品安全情報評価委員会においては、引き続き、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報について適切な評価を実施し、専門的な事項をより分かりやすく都民に伝えることを基本に据えて、的確に情報を発信するべきである。

同様に、消費生活条例に基づいて実施している、商品等の安全性や危害についての調査の中で、食品に関連する結果についても、都民へ広く情報提供するべきであると考えます。

このように、収集した情報を未然防止対策につなげる体制を一層充実することは、今後も生じるであろう新たな課題に対して、都がどのように対応していくべきかを決定する上で、非常に重要であると考えます。

【具体的な事項】

食品安全情報評価委員会による評価

食品中の有害化学物質汚染調査の実施

海外情報など食品安全に関する情報の収集

消費生活条例に基づく調査等の活用

<戦略的プラン5> 「健康食品」による健康被害の防止

“メタボリック対策”や“アンチエイジング”などの言葉に代表されるように、都民の健康志向や美容に対する関心は高まっている。

総務省が実施した家計調査によれば、平成20年度におけるサプリメントなどの健康保持用摂取品の一人当たり年間支出金額は、12,451円となっており、都民の生活に広く浸透していることが考えられる。

しかし、これら日常にあふれる「健康食品」については、一部に、医薬品成分を混入させたものや、これまで一般に飲食に供されなかったものが使用されるなど、摂食による重大な健康被害が報告されている。また、食品に係る健康保持増進効果に関する虚偽誇大広告は、薬事法や健康増進法において禁止されているが、違反する製品が後を絶たない。

このような製品が流通することのないよう、今後も行政による監視指導の一層の徹底が求められる。

また、関連事業者を対象として、食品衛生法や薬事法など、「健康食品」に関係する法令の周知を図るため、定期的に講習会を開催し、事業者の意識を向上させることが重要である。

合わせて、「健康食品」の過剰な摂取など、使用する側の意識の問題についての指摘もあることから、「健康食品」の正しい利用方法について、都民への普及啓発を一層充実する必要があると考える。

【具体的な事項】

流通市販品に対する監視指導

健康被害事例専門委員会の運営

事業者講習会の開催

福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資材等を通じた都民への普及啓発

<戦略的プラン6> 輸入食品の安全確保対策の充実

輸入冷凍餃子の事件等を契機として、輸入食品に対する都民の不安は強く、これらの安全確保対策のさらなる充実が求められている。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、メラミンの意図的な添加事例など、これまでに類型のなかった事件への対応等も視野に入れる必要がある。国の情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

行政の監視指導はもとより、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要な点である。違反事例や関係法令に関する最新の情報の提供を目的とした、輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、これまで以上に輸入事業者の自主管理を支援する施策を実施することが求められている。

【具体的な事項】

専門監視班による監視の実施

輸入農産物の検査の実施

海外で使用される農薬等の検査法の開発

輸入事業者講習会の開催

専門監視班による輸入事業者の自主管理推進事業

3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図ること

この方向性を目指す施策として、戦略的プラン7～9として実施されるべき事項を例示する。

<戦略的プラン7> 食物アレルギーに関する理解の促進

都が平成16年に実施した「アレルギー性疾患に関する3歳児全都調査」において、特に食物アレルギーに関しては、3歳までに食物アレルギーの症状を経験したことのある子供の割合は15.6%で、平成11年度に実施した同様の調査における9.4%と比べて大幅に増加している。

食物アレルギーは、生命に危険のあるアナフィラキシーの症状を起こすこともあり、症状を起こさないように予防することや、症状が起きたときに適切に対応することが重要である。

そこで、食物アレルギーの症状を持つ人が選択できる食品を提供するために、製造工場に対してアレルギー物質の混入防止のための技術指導を行うほか、食品衛生法で表示が義務付けられているアレルギー物質（乳、卵、そば、小麦、落花生、えび、かに）について、検査方法の拡充を図り、流通する食品に適正な表示がなされていることを確認することが求められる。

また、食物アレルギーでも安心して生活できる環境づくりのために、食物アレルギーを持つ児童の日常生活の管理や、食物アレルギー症状発生時の対応などについて、学校や児童施設等への普及を進めることが必要である。

【具体的な事項】

児童施設・学校におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成

アレルギー表示に係る検査体制の強化

食品の製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導のモデル事業を実施

<戦略的プラン 8> 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康危害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

そのためには、食品を取り扱う事業者が表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組むことが重要である。

今年度設置される消費者庁は、食品表示に関する法律である「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」の表示に関する企画及び立案を司ることが予定されており、また、広告・表示全般に関する規制法である「景品表示法」についても、消費者庁が所管することとなっている。都は、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体などと連携を図りながら、適正表示を推進していく必要がある。

【具体的な事項】

消費者庁など関係機関との連携

適正表示推進者育成講習会等の開催

表示に対する正しい知識の普及

DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施

<戦略的プラン 9> 食に関するリスクコミュニケーションの充実

食品の安全を確保する上で、都、都民、事業者が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、まず、都民一人ひとりが食の安全について正しく理解し、考えることができるよう、学習、普及啓発などの事業をこれまで以上に充実させていく必要がある。

また、これまで実施してきた情報発信の方法について、関係者の意見を踏まえた検証を行い、情報提供の充実に取り組む必要がある。

都民へ食品安全に関する情報を伝達する人材に対して、懇談会等による意見交換や情報提供を行い、効果的な情報発信のための連携を図り、都のリスクコミュニケーションを推進する必要がある。

【具体的な事項】

わかりやすい情報の提供

関係者による活発な意見交換

食品の安全性情報を伝達する役割を担う人材との連携

児童を対象とした体験型セミナーの開催

第4章 計画の実施に向けての考え方

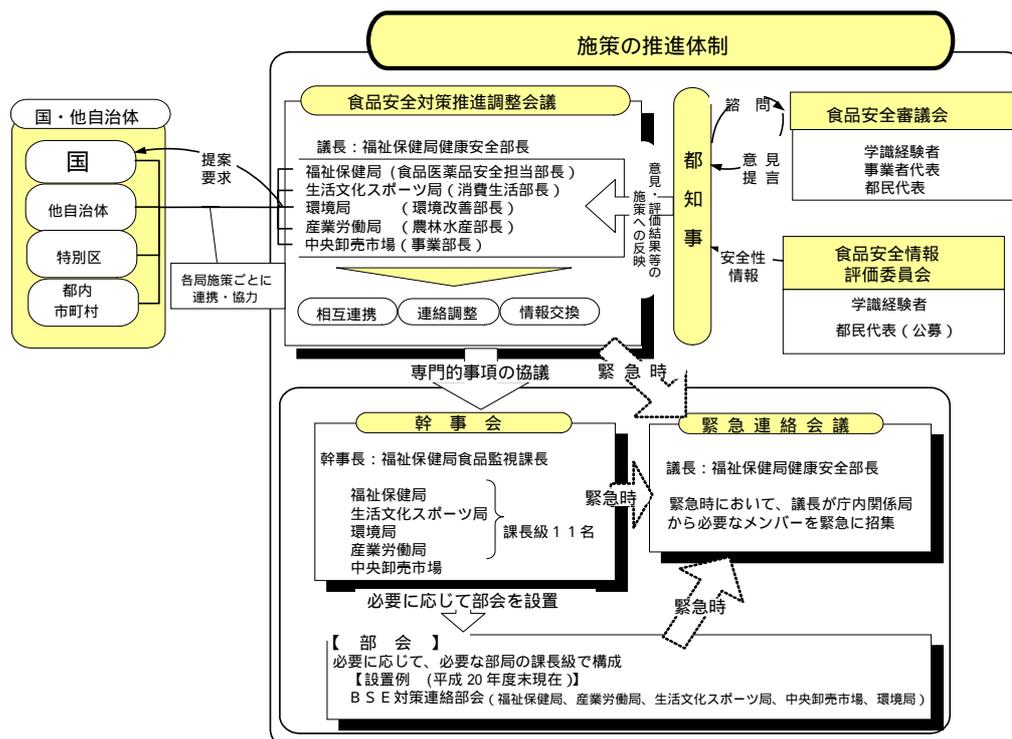
第1章で示した考え方のおり、施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、計画の実施状況を定期的に検証し、見直しを行っていく必要がある。本計画の実現に向けて都が取り組む際に、具体的に留意すべき事項として以下の点が指摘できる。

第1節 施策の推進体制

東京都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された「食品安全対策推進調整会議」の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くが海外や他道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めて行くため、食品安全条例に定める知事の附属機関である「食品安全審議会」からの意見や提言を活用することや、「食品安全情報評価委員会」における評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要である。また、各局の審議会等の意見なども同様に活用すべきである。



第2節 計画の実施と検証

本計画を着実に推進していくために、第3章に掲げた戦略的プランを中心に、その進ちょく状況等を、計画の推進に関与するすべての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。また、これらの進ちょく状況は、年度毎に食品安全審議会へ報告し、審議会からの意見を聴くとともに、計画の中間年度において、計画の進捗状況を広く都民にも公表すべきである。

また、食品の安全に関する問題は、計画策定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化が想定を超えて大きな場合などには、計画の途中段階にあっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営むうえで、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、本計画を策定し、着実に実施していく必要がある。